

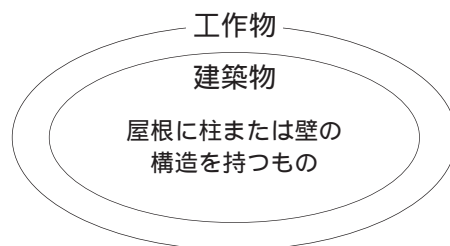
参考資料

(1) 届出対象行為の用語説明	68
(2) 景観重要建造物候補一覧	70
(3) 景観重要樹木候補一覧	72
(4) 色彩について	75
(5) 用語解説	76
(6) 計画策定の経緯等	79

(1) 届出対象行為の用語説明

建築物・工作物の定義

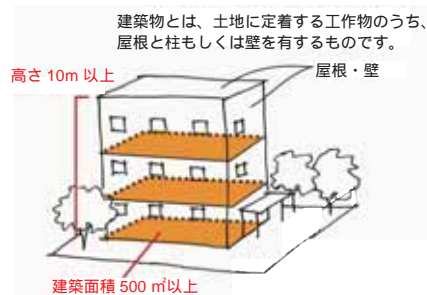
工作物とは、一般的に土地に定着する人工物のすべてを指す。そのうち、屋根+壁、屋根+柱であるものが“建築物”となる。



建築物の建築 建築物とは

土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの。これに付属する観覧のための工作物、地下、高架の工作物内に設ける事務所、店舗等を含む。建築設備も建築物に含まれる。

※建築設備とは、建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙、汚物処理設備、煙突、昇降機、避雷針など。



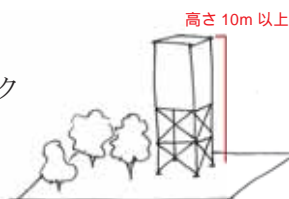
工作物の建設 工作物とは

塀・橋などのように土地に定着して設置された人工物。

※建築物に設けられるものは建築設備に該当し、建築物に含まれる。広告塔や広告板は屋外広告物に含まれる。

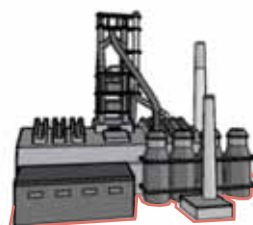
塔状工作物類・遊戯施設類

高架水槽、サイロ、物見塔、煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、コースター・観覧車などの遊戯施設



製造施設、貯蔵施設、処理施設、自動車車庫等

コンクリートプラント、アスファルトプラント及びクラッシャープラント、石油・ガスなどを貯蔵する工作物、汚物処理場、ごみ焼却場、その他処理施設の用途の工作物、建築物に該当しない機械式駐車装置

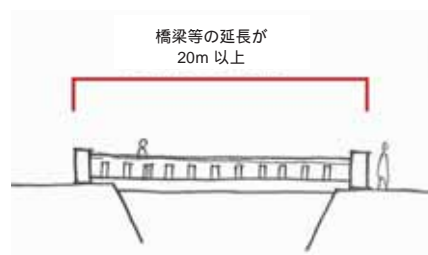


垣・柵・塀・擁壁等

宅地等に設置される門（擁壁、垣、柵）など。
(建築物に付属するものについても独立した工作物とみなす)

橋梁等

橋、跨線橋（鉄道をまたぐ橋、歩道橋類）のほかこれに類するものなど。



その他の工作物

柳川市では、公共の場所から、誰もが容易に見ることのできる場所にある自動販売機、ごみ集積場、汲水場、水門、樋管、農水設備などの水利施設も工作物とする。

開発行為

建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で、土地の区画形質の変更を行うことなど。

特定工作物とは・・・コンクリートプラントその他周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれがある工作物

区画形質の変更とは・・・道路や水路等の公共施設の新設又は廃止を伴う敷地の増減、統合、分割など（区画の変更）

- ・・・盛土または切土の造成行為による変更（形の変更）
（1,000㎡未満、高さの差が50cm未満のものは除く）
- ・・・農地等宅地以外の土地から宅地への変更（質の変更）

土地の開墾及びその他の土地の形状の変更

一般的に、土地の開墾、土石の採取、鉋物の掘採その他の土地の形質の変更。

柳川市では、土地の開墾、土石の採取、鉋物の掘採は、想定されないため、主として、の開発行為に該当しない土地の形質の変更を想定している。

例）駐車場営業のためなど、建築物等の建築を伴わない土地の形質の変更

屋外における物件の堆積

例）屋外における土砂、廃棄物、再生資源その他物件の堆積

特定照明

回転灯や点滅灯、サーチライトのように大容量光源のものや可動式のもので周囲に光害を及ぼす影響のあるものなど。

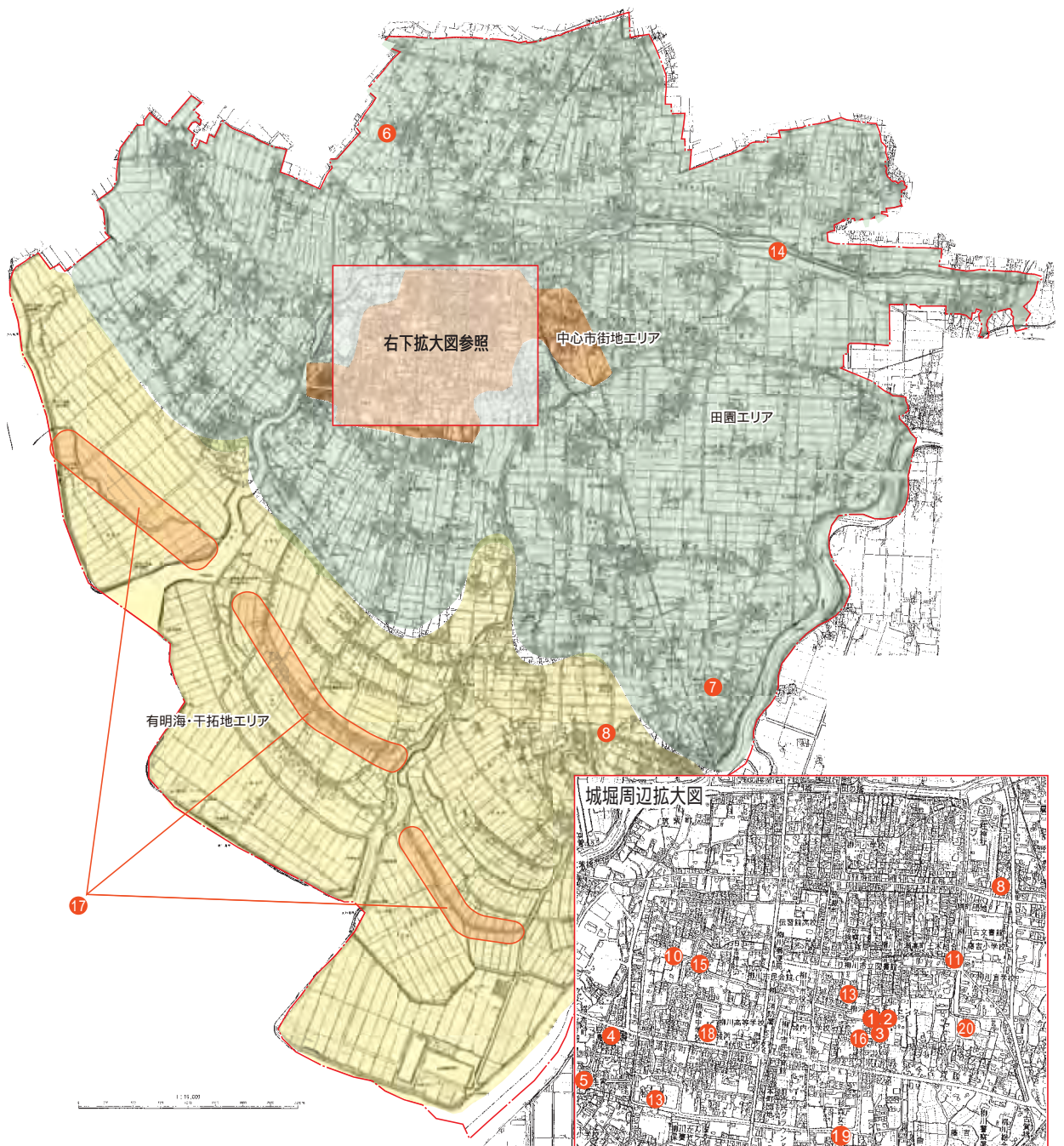
(2) 景観重要建造物候補一覧

景観重要建造物は52ページの考え方・方針に基づいて指定していきます。ここでは、その指定方針の項目から現段階で考えられる候補を参考資料として掲載します。

	①地域の自然・歴史・文化等からみて良好な景観形成に重要なもの A 地域の自然、歴史、文化の特性を表している B 地域のシンボルとなっている C すぐれたデザインや高度な技術が使われている D 地域の伝統的な様式を継承している E 観光名所となっている F 市民に親しまれ、愛されている	②道路その他の公共空間から誰もが容易にみることができる構造物	③所有者または管理者が維持管理を行うことができる	柳川百選	伝統美観保存条例	アンケート	おすすめの風景	矢部川流域景観計画 テーマ協定
国文化財の建造物（国宝、重要文化財、史跡名勝天然記念物又は仮指定のものを除く）								
1 鶴味増並倉北棟	A,B,E	○	○	○	○	○	○	○
2 鶴味増並倉中棟	A,B,E	○	○	○	○	○	○	○
3 鶴味増並倉南棟	A,B,E	○	○	○	○	○	○	○
県文化財の構造物								
4 旧戸島家住宅 (庭園は国名勝のため指定不可)	A,B,D,E	○	○	○	○	○	○	○
5 北原白秋生家	A,B,E	○	○	○	○	○	○	○
市文化財の構造物（景観形成のために重要だと思われるものを抜粋）								
6 三島神社石造鳥居	A,B	○	○	○	○	○	○	○
7 鷹尾神社石鳥居	A,B	○	○	○	○	○	○	○
8 江越八幡海岸灯台	A,B	○	○	○	○	○	○	○
9 三柱神社欄干橋（擬宝珠が指定）	A,B,E	○	○	○	○	○	○	○
伝統美観条例で保存家屋や保存記念物となっている建造物（現存しているもの・文学碑汲水場等は除く）								
10 十時邸	A,B	○	○	○	○	○	○	○
11 新町水門	A,B,E	○	○	○	○	○	○	○
12 渡辺家住宅	A,B	○	○	○	○	○	○	○
上記以外の建造物（柳川百選などから、景観形成のために重要だと思われるものを抜粋）								
13 殿の倉（御花内売店）	A,B,E	○	○	○	○	○	○	○
14 ニツ川水門	A,B	○	○	○	○	○	○	○
15 弥兵衛門橋	A,B,C,E,F	○	○	○	○	○	○	○
16 壇平橋	A,B,E	○	○	○	○	○	○	○
17 各旧堤防（歴史的干拓遺構）	A,B,C	○	○	○	○	○	○	○
18 柳川城跡（城壁）	A,B,F	○	○	○	○	○	○	○
19 米多比隅	A,B,F	○	○	○	○	○	○	○
20 柳川城外曲輪土居（土居）	A,B	○	○	○	○	○	○	○

景観重要建造物候補位置図

- | | | |
|-------------------------|-------------------|-----------------|
| ① 鶴味噌並倉北棟 | ⑨ 三柱神社欄干橋（擬宝珠が指定） | ⑰ 各旧堤防（歴史的干拓遺構） |
| ② 鶴味噌並倉中棟 | ⑩ 十時邸 | ⑱ 柳川城跡（城壁） |
| ③ 鶴味噌並倉南棟 | ⑪ 新町水門 | ⑲ 米多比隅 |
| ④ 旧戸島家住宅（庭園は国名勝のため指定不可） | ⑫ 渡辺家住宅 | ⑳ 柳川城外曲輪土居（土居） |
| ⑤ 北原白秋生家 | ⑬ 殿の倉（御花内売店） | |
| ⑥ 三島神社石造鳥居 | ⑭ ニツ川水門 | |
| ⑦ 鷹尾神社石鳥居 | ⑮ 弥兵衛門橋 | |
| ⑧ 江越八幡海岸灯台 | ⑯ 擅平橋 | |



(3) 景観重要樹木候補一覧

景観重要樹木は53ページの考え方・方針に基づいて指定していきます。ここでは、その指定方針の項目から現段階で考えられる候補を参考資料として掲載します。

	地域の自然・歴史・文化等からみて良好な景観形成に重要なもの	道路その他の公共空間から誰もが容易にみることができる	所有者または管理者が管理維持を行うことができる	柳川百選	伝統美観保存条例	アンケート	おすすめの風景	矢部川流域景観計画 テーマ協定	柳川の名木・古木
	A 地域の自然、歴史、文化の特性を表しているもの B 地域のシンボルとなっているもの C 樹齢、樹容等からみて景観上優れているもの D 市民に親しまれ、愛されているもの								
県文化財の樹木									
1	中山の大フジ	A,B,C,D	○	○	○	○	○		
伝統美観保存条例の保存樹木									
2	鋤先堤防の柳	B,D	○	○	○	○	○		
3	国道橋横楠	B,C	○		○				
柳川百選から、景観形成のために重要だと思われるものを抜粋									
4	米多比隅	A,B,C	○	○	○				
5	弁天の桜並木	B,D	○	○	○	○	○		
6	梅の木街道	B,D	○	○	○	○	○		
柳川の名木・古木（柳川の名木、古木は、地元の推薦により指定されたもの）									
7	玉垂宮神社境内クス（上宮永町）	C,D	○	○					○
8	三島神社境内クス（西蒲池）	C,D	○	○					○
9	柳河小学校運動場クス（上町）	C,D	○	○		○	○		○
10	八幡神社境内クス（吉富町）	C,D	○	○					○
11	玉垂神社境内クス（中牟田）	C,D	○	○					○
12	観音堂敷地モチ（立石）	C,D	○	○					○
13	沖端水天宮境内エノキ（沖端）	C,D	○	○		○	○		○
14	日吉神社境内マキ（坂本町）	C,D	○	○		○			○
15	手掘神社境内クス（宮上）	C,D	○	○		○	○		○
16	日吉神社境内タブノキ（田脇）	C,D	○	○		○			○
17	日吉神社境内クス（浜武）	C,D	○	○					○
18	手掘神社境内エノキ（南間）	C,D	○	○		○	○		○
19	天満神社境内クス（久々原）	C,D	○	○					○
20	天満神社境内モチ（長藤）	C,D	○	○					○
21	若宮神社境内クス（諸藤）	C,D	○	○			○		○
22	風浪神社境内クス（七ツ家）	C,D	○	○					○
23	日吉神社境内エノキ（吉原）	C,D	○	○		○	○		○
24	若宮八幡神社境内クス（中野）	C,D	○	○			○		○
25	日子山神社境内クス（古賀）	C,D	○	○		○	○		○
26	天満神社境内マツ（中村）	C,D	○	○					○
27	三島神社境内クス（立石）	C,D	○	○					○
28	龍神社境内マツ（野村）	C,D	○	○					○

	地域の自然・歴史・文化等からみて良好な景観形成に重要なもの		道路その他の公共空間から誰もが容易にみることができる	所有者または管理者が管理を行うことができる	柳川百選	伝統美観保存条例	アンケート	おすすめ風景	矢部川流域景観計画 テーマ協定	柳川の名木・古木
	A 地域の自然、歴史、文化の特性を表しているもの	B 地域のシンボルとなっているもの C 樹齢、樹容等からみて景観上優れているもの D 市民に親しまれ、愛されているもの								
アンケートで市民より推薦されていたもの（旧三橋町）										
29	三嶋神社境内クス（枝光）	C,D	○	○				○		
30	天満神社境内クス（南矢加部）	C,D	○	○				○		
31	天満神社境内クス（起田）	C,D	○	○				○		
32	五社神社境内クス、サクラ（散田）	C,D	○	○				○		
33	三柱神社の鎮守の森（高畑）	C,D	○	○				○		
34	二ツ川沿いのサクラ並木（藤吉）	C,D	○	○				○		
35	天満宮境内クス（下久末）	C,D	○	○				○		
36	島田天満宮境内クス（白鳥）	C,D	○	○				○		
大和町史で取り上げられている樹木（旧大和町）										
37	208号沿いクス（徳益）	C	○	○						
38	玉垂神社クス（徳益）	C	○	○						
39	大坪建設前クス（南徳益）	C	○	○						
40	鷹尾神社前クス（鷹尾）	C	○	○						
41	鷹尾神社前イチョウ（鷹尾）	C	○	○						
42	八歳神社クス（鷹尾）	C	○	○						
43	八歳神社イヌマキ（鷹尾）	C	○	○						
44	玉垂宮エノキ（島）	C	○	○						
45	因福寺エノキ（鷹尾）	C	○	○						
46	因福寺イチョウ（鷹尾）	C	○	○						
47	枳永宅東側ムクノキ（島）	C	○	○						
48	蒲池宅クス（下塩塚）	C	○	○						
49	大津宅エノキ（栄）	C	○	○						
50	皿垣八幡宮エノキ（皿垣）	C	○	○						
51	皿垣八幡宮チシャノキ（皿垣）	C	○	○						
52	皿垣八幡宮クロガネモチ（皿垣）	C	○	○						
53	皿垣八幡宮クロマツ（皿垣）	C	○	○						
54	住吉神社チシャノキ（西在内山）	C	○	○						
55	野田宅メタセコイヤ（中島）	C	○	○						
56	稲妻神社エノキ（二十五丁）	C	○	○						

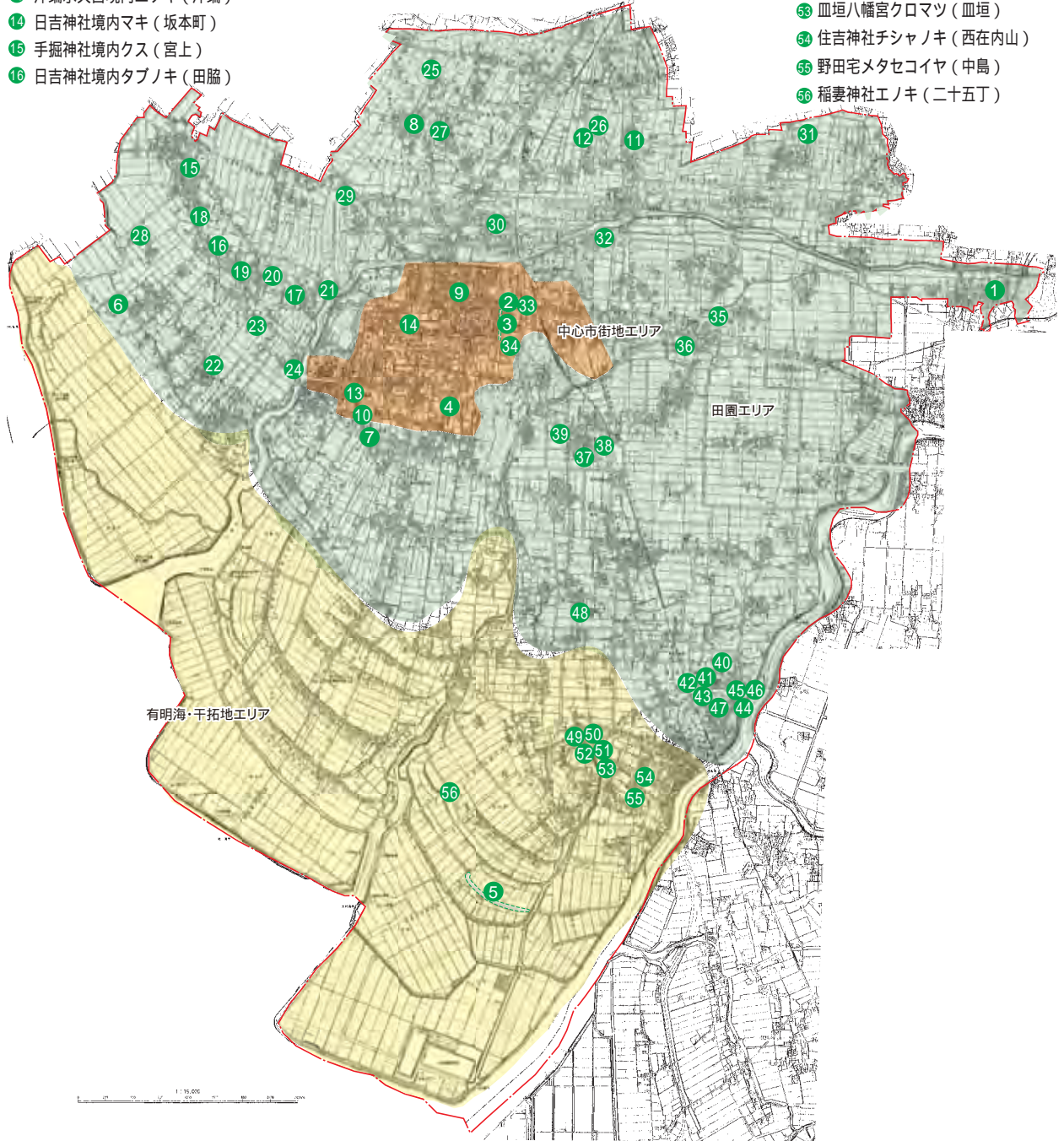
景観重要樹木候補位置図

- ① 中山の大フジ
- ② 鋤先堤防の柳
- ③ 国道橋横楠
- ④ 米多比隅
- ⑤ 弁天の桜並木
- ⑥ 梅の木街道
- ⑦ 玉垂宮神社境内クス(上宮永町)
- ⑧ 三島神社境内クス(西蒲地)
- ⑨ 柳河小学校運動場クス(上町)
- ⑩ 八幡神社境内クス(吉富町)
- ⑪ 玉垂神社境内クス(中牟田)
- ⑫ 観音堂敷地モチ(立石)
- ⑬ 沖端水天宮境内エノキ(沖端)
- ⑭ 日吉神社境内マキ(坂本町)
- ⑮ 手掘神社境内クス(宮上)
- ⑯ 日吉神社境内タブノキ(田脇)

- ⑰ 日吉神社境内クス(浜武)
- ⑱ 手掘神社境内エノキ(南間)
- ⑲ 天満神社境内クス(久々原)
- ⑳ 天満神社境内モチ(長藤)
- ㉑ 若宮神社境内クス(諸藤)
- ㉒ 風浪神社境内クス(七ツ家)
- ㉓ 日吉神社境内エノキ(吉原)
- ㉔ 若宮八幡神社境内クス(中野)
- ㉕ 日子山神社境内クス(古賀)
- ㉖ 天満神社境内マツ(中村)
- ㉗ 三島神社境内クス(立石)
- ㉘ 龍神社境内マツ(野村)

- ㉙ 三嶋神社境内クス(枝光)
- ㉚ 天満神社境内クス(南矢加部)
- ㉛ 天満神社境内クス(起田)
- ㉜ 五社神社境内クス、サクラ(散田)
- ㉝ 三柱神社の鎮守の森(高畑)
- ㉞ 二ツ川沿いのサクラ並木(藤吉)
- ㉟ 天満宮境内クス(下久末)
- ㊱ 島田天満宮境内クス(白鳥)
- ㊲ 208号沿いクス(徳益)
- ㊳ 玉垂社クス(徳益)
- ㊴ 大坪建設前クス(南徳益)
- ㊵ 鷹尾神社前クス(鷹尾)

- ㊶ 鷹尾神社前イチョウ(鷹尾)
- ㊷ 八歳神社クス(鷹尾)
- ㊸ 八歳神社イヌマキ(鷹尾)
- ㊹ 玉垂宮エノキ(島)
- ㊺ 因福寺エノキ(鷹尾)
- ㊻ 因福寺イチョウ(鷹尾)
- ㊼ 柗永宅東側ムクノキ(島)
- ㊽ 蒲池宅クス(下塚塚)
- ㊾ 大津宅エノキ(栄)
- ㊿ 皿垣八幡宮エノキ(皿垣)
- 51 皿垣八幡宮チシャノキ(皿垣)
- 52 皿垣八幡宮クロガネモチ(皿垣)
- 53 皿垣八幡宮クロマツ(皿垣)
- 54 住吉神社チシャノキ(西在內山)
- 55 野田宅メタセコイヤ(中島)
- 56 稲妻神社エノキ(二十五丁)



(4) 色彩について

景観計画では、色彩を正確かつ客観的に表すために、マンセル表色系を採用しています。マンセル表色系は、日本工業規格（JIS）にも採用され、多くの国々で用いられている、色彩のものさしともいえる尺度で、ひとつの色彩を「色相」「明度」「彩度」という3つの属性の組み合わせによって表現します。これによって、赤や青、黄色などといった色名による表現よりも個人差のない正確な色彩を表現することができます。

色相（いろあい）

色相は、いろあいを表します。10種の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベット（R、YR、Y、GY、G、BG、B、PB、P、RP）とその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yなどのように表記します。

明度（あかるさ）

あかるさの度合いを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど大きくなり10に近くなります。

彩度（あざやかさ）

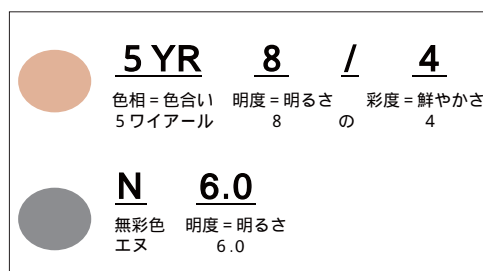
あざやかさの度合いを0から14程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、灰などの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きく、赤の原色の彩度は16程度です。

マンセル値（マンセル記号）

マンセル値は、色彩の3つの属性（色相、明度、彩度）を組み合わせ、ひとつの色彩を表記する記号のことです。



図：マンセル表色系の仕組み



図：マンセル記号による色彩の表し方と読み方

(5) 用語解説

あ行

いかり	干拓地に見られる列状集落の両側に生活用水のためにつくられた掘割は、その形状が似ていることから「いかり」と呼ばれている。
-----	---

か行

海退	土地の隆起によって海岸線が後退し海面下の地面が陸上に現れること。有明海沿岸では、弥生時代にこの「海退」のために干潟が急速に陸化したとされている。
----	--

感潮地帯	河川の河口付近で水位や流速に海の潮汐が影響を与える地帯。柳川市はその土地のほとんどが海水と淡水が混じり合う「感潮地帯」となっている。
------	--

景観アドバイザー	景観づくりに関する様々な専門家のこと。市・事業者・市民等が協働により地域の美しい景観づくりを推進していくために、本市では、景観アドバイザーを登録し、必要に応じて派遣する。
----------	---

景観行政団体	景観法に基づき諸施策を実施する行政団体。地方自治法上の指定都市、中核市の区域にあってはそれぞれ当該市が、その他の区域にあっては都道府県になるが、その他の市町村も都道府県との協議・同意があれば都道府県に代わって景観行政団体になることができる。景観行政団体は、景観計画の策定・変更と景観計画に基づく行為の規制などの業務を行う。 本市においては、平成19年6月1日に景観行政団体に移行した。
--------	---

景観計画	景観法に基づき、景観行政団体が良好な景観の保全・形成を図るために定める計画。景観計画には、景観計画の区域、景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項、景観重要建造物・樹木の指定の方針等を定めることとされている。
------	--

景観計画区域	景観法の規定に基づき、景観行政団体が良好な景観の保全・形成を図るため策定した景観計画の計画区域。区域内では景観計画に基づき、良好な景観の保全・形成のため、規制・誘導が行われる。
--------	--

景観法	都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進し、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現を図るため、景観に関する国民共通の基本理念や国、地方公共団体、事業者、住民それぞれの責務を定めるとともに、行為規制や公共施設の特例、支援の仕組み等を定めた法律として平成16年6月に成立し、公布された法律。全面施行は平成17年6月。
-----	---

国土の保全機能	雨水を一時的に貯え、雨水の急激な流出防止、下流での洪水や周辺での浸水を防止・軽減、地すべり、土砂崩れなどの発生を抑える機能であり、森林や水田等の持つ公益的機能のひとつ。
---------	--

さ行

在町	農村部に成立した商工業集落を指す。江戸時代に柳川藩領内には 13 の在町があったとされている。
自主条例と景観条例	景観法が整備される以前は、自主条例の制定により景観形成を図ることが一般的な手法であったが、平成 16 年に景観法が制定され、法を背景とした景観条例に基づく景観行政を推進できる仕組みが整ったことから、景観法以前の条例を自主条例と分けて呼ぶことが多い。
条里制	日本において、古代から中世後期にかけて行われた土地区画（管理）制度である。ある範囲の土地を約 109m 間隔で直角に交わる平行線（方格線）により正方形に区分するという特徴がある。
水源かん養機能	森林の土壌層に、雨水を浸透、貯水し、水質を浄化したり、河川の流量を平準化したりする機能。国土保全、自然環境の保全、地球温暖化の防止とともに、森林の持つ公益的機能のひとつ。
生物多様性	いろいろな生物が存在している様子。生態系の多様性、種における多様性、遺伝子の多様性など、各々の段階でさまざまな生命が豊かに存在すること。

た行

潮汐流	潮汐は海水面の干満のことをいい、潮汐にともない、表面が下がるところから上がるところへ流体が寄せ集められるために起こる流れを潮汐流という。
詰め杭	一般的に木杭を用いて護岸の法止に用いる工法のこと。今回の事例の場合は、排水管等の前面に半円状に木杭を連ねて、目かくしとするものをいう。
特定植物群落	環境省の調査によって「特定植物群落選定基準」に該当する植物群落を指す。二ツ川では指定されている「セキショウモ」が見られる。
土地区画整理事業	都市計画区域内の土地について、公共施設の整備・改善、宅地としての利用増進を図るため、土地区画整理法に基づいて行われる土地の区画・形質の変更、公共施設の新設または変更などに関する事業のことを指す。

な行

海苔ひび

海苔簀 (ひび)、海苔粗朶 (そだ) ともいう。養殖する海苔を付着させるため、浅い海中に立てる木や竹の枝。柳川市において海苔漁の行われる秋の風物詩となっている。

は行

文化的景観

人間と自然との相互作用によって生み出された景観のこと。文化財保護法により「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」と定義されている。

圃場整備事業

耕地区画の整備、用排水路の整備、土層改良、農道の整備、耕地の集団化を実施することによって労働生産性の向上を図り、農村の環境条件を整備する事業を指す。

ら行

列状集落

干拓事業によって造られた周囲より標高の高い堤防の上を利用して、列状につくられた集落を指す。

(6) 計画策定の経緯等

策定の経緯

策定の経緯は以下のとおりです。

平成 21 年度

第1回柳川市景観計画庁内委員会	平成21年11月13日
第1回柳川市景観計画策定委員会	平成21年11月18日
市民アンケート実施、団体ヒアリング、 小中学生からおすすめの風景を募集	平成21年11～12月
第2回柳川市景観計画庁内委員会	平成22年1月19日
第2回柳川市景観計画策定委員会	平成22年1月29日
第3回柳川市景観計画策定委員会	平成22年3月30日

平成 22 年度

第3回柳川市景観計画庁内委員会	平成22年6月15日
第4回柳川市景観計画策定委員会	平成22年7月9日
第4回柳川市景観計画庁内委員会	平成22年11月22日
第5回柳川市景観計画策定委員会	平成22年11月30日
第5回柳川市景観計画庁内委員会	平成23年2月22日
第6回柳川市景観計画策定委員会	平成23年2月25日

平成 23 年度

景観啓発冊子「柳川景観のすすめ」を全戸配布	平成23年5月
景観座談会を開催	平成23年7月5日・12日
第6回柳川市景観計画庁内委員会	平成23年8月25日
第7回柳川市景観計画策定委員会	平成23年8月31日
第7回柳川市景観計画庁内委員会	平成23年11月21日
第8回柳川市景観計画策定委員会	平成23年11月29日
パブリックコメントの実施	平成24年1月4日～31日
柳川市都市計画審議会の開催（意見聴取）	平成24年1月13日
住民説明会の開催（市内6会場）	平成24年1月 16, 18, 19, 20, 24, 25日
第8回柳川市景観計画庁内委員会	平成24年2月3日
第9回柳川市景観計画策定委員会	平成24年2月8日
柳川市景観計画策定委員会より答申	平成24年2月16日

柳川市景観計画策定委員会名簿
策定委員会の名簿は以下のとおりです。

氏名 (前任者)	所属・役職	備考
仲間 浩一	九州工業大学教授	会長
千 相哲	九州産業大学教授	副会長
田上 健一	九州大学准教授	
栗田 泰正 小川 博之(前任)	福岡県都市計画課課長	
立花 民雄	柳川市観光協会顧問	
中村 國保 小野村 猛(前任)	柳川市行政区長代表委員協議会会長	
江口 巧 森田 勝彦(前任) 古賀 輝衛(前任)	両開地区水利組合副組合長(組合長)	
石橋 功亘	景観まちづくり座談会	
藤木 春彦	景観まちづくり座談会	
真崎 勝子	柳川市商工会議所女性会会長	
平川 美穂子 平川 勝代(前任)	柳川市商工会女性部副部長	
古賀 順一	建築士会柳川支部 賛助会員制度委員会副委員長	
難波 正	福岡県広告美術協同組合連合会有明地区 前会計監査	
吉原 伸志	社団法人福岡県宅地建物取引業協会 県南支部柳川地区地区長	
佐々木 創主	柳川市議会議員	
田中 雅美 荒巻 英樹(前任)	柳川市議会議員	
刈茅 初支	柳川市副市長	
野田 彰 蒲池 康晴(前任)	柳川市建設部部長	

柳川市景観計画

平成24年3月

【発行】

柳川市 建設部 まちづくり課
〒832-8601 福岡県柳川市本町87番地1
tel 0944-77-8552
fax 0944-73-2516

柳川市景観計画

柳川市

平成 24 年 3 月

